

## 令和6年度公立保育所等入所児童の尿検査業務仕様書

### 1 業務名

令和6年度公立保育所等入所児童の尿検査業務

### 2 対象施設

寺西保育所ほか23施設（以下「保育所等」という。）

### 3 検査対象者

東広島市立保育所及び認定こども園に在籍する児童※別紙1「検査対象者数一覧」のとおり。

### 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年12月27日まで

### 5 業務内容

保育所等入所児童の健康保持増進及び衛生管理を図るため、尿検査業務を行うもの。

### 6 検査実施方法

(1) 尿検査は、保育所等入所児童を対象に6月に1回、10月に1回の計2回行うものとする。

検査項目は、蛋白・糖・潜血の3項目とし、半定量検査を実施すること。

発注予定数量は8(1)(契約単価表)のとおりとする。

(2) 検査容器の配付

ア 受注者は、別紙1の各施設に検査日(6月及び10月)の2週間前までに尿カップ及び採尿パックを配付すること。また、採尿方法等を記載した保護者宛説明文を添付する。

なお、各保育所等に配付する尿カップ及び採尿パック数は5月中旬及び9月中旬までに発注者から受注者へ連絡するものとする。

イ 配付は、受注者の費用負担により郵送によることができるものとする。

(3) 検体の回収・検査

ア 回収頻度は、次のとおりとする。

回収頻度	
6月	10月
別紙1の対象施設ごとに最大2回	別紙1の対象施設ごとに最大2回

イ 個人情報の保護に配慮し、受注者は中身が見えない袋を用意しその中に入れ回収する。

ウ 発注者は回収時に、検体を提出した児童の名簿を受注者に手渡す。

エ 各実施時期(6月・10月)ともに、全対象児童の尿を回収できなかった場合でも2回で終了とする。また、1回目で全対象児童の尿を回収できたときは2回目の回収は不要とする。

なお、検査・回収の日時は、発注者と受注者とで事前に協議し定めるものとする。

オ エの結果、全ての対象児童の尿が回収できないときは、7月及び11月に各1回を限度として設ける臨時回収日において回収するものとする。

臨時回収は発注者が行い、回収後の検体を受注者へ渡すものとし、回収日時については、事前

に受注者と協議の上定めるものとする。

#### (4) 結果報告

ア 受注者は、検査後、保育課用及び各保育所等用として報告書を2部作成し、検体を回収した（又は受け取った）日から起算して30日以内に持参又は郵送にて保育課へ提出するものとする。緊急を要する場合は発注者の指示に従い報告すること。

#### イ 報告内容

以下の項目を報告書に記載すること。

- ・施設ごとの各検査項目の検査人数及び有所見者数
- ・検査対象者名、検査結果

### 7 業務実施責任者

受注者は契約締結後、次の(1)、(2)及び(3)に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。

- (1) 業務実施責任者は、資格を求めない。
- (2) 業務実施責任者は、受注者側の責任者として本業務の技術的な管理を行うとともに、業務全体を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために発注者と連絡調整を行う等の事務を処理するものとする。
- (3) 業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、契約締結後雇用関係が確認できる書類（社員証の写し等）を提出すること。

### 8 契約単価と発注予定数量について

- (1) 本契約は、1検体1回当たりの尿カップを使用する検査代金、採尿パックの各代金を定める単価契約である。本業務に係る委託料の支払いは、次表（契約単価表）のとおり履行区分ごとに行うこととし、計算方法は下記契約単価にそれぞれ履行数量（発注予定数量）を乗じて計算するものとし、9（1）のア又はイにより算出した額とする。

（契約単価表）

履行区分		数量	単位	契約単価	発注予定数量	
					6月	10月
内 訳	1. 尿検査 (尿カップ)	1	回	(1人1検体1回当たり) 円	1, 321回	1, 441回
	2. 採尿パック	1	個	円	440個	560個

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

入札書記載の単価とする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

- (2) (契約単価表)の発注予定数量は予定であり、契約締結後に変動がある。ただし、上記（契約単価表）の発注予定数量を上限とし、その2割減の数量を下限とする。履行の過程において、や

むを得ず履行数量が発注予定数量の2割を超す減となった場合は、発注者と受注者において契約金額（単価を含む。）について協議し、必要があると認めるときは委託料（契約単価を含む。）の変更を行うものとする。

## 9 委託料の計算方法

- (1) 本業務は、履行開始後、次の履行期間を単位として委託料を請求できるものとし、計算方法は次のとおりとする。

履行期間（支払区分）	支払金額
9月までの履行分	次のア又はイにより計算した額
10月以降の履行分	

### ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価表に示す内訳ごとの契約単価にそれぞれ履行数量（発注数量）を乗じて計算し合計した額に、当該合計額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

### イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価表に示す内訳ごとの契約単価にそれぞれ履行数量（発注数量）を乗じて計算し合計した額とする。

## (2) 請求時の提出書類

受注者は、請求書の提出と合わせて次の書類を提出すること。

- ・別表1に示す施設ごとの検査回数、配付容器名、配付個数、各契約単価及びその合計金額を記載したもの。なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者にあつては、請求内訳書の記載金額は消費税及び地方消費税額を含まないものとする。

## 10 留意事項

- (1) 業務受注者は、検査の結果、業務に支障をきたす事項があると判断した場合は、速やかに通知するものとする。
- (2) 本業務の検査を行うものは、法令の定める資格を有する者が行う。正確な検査を行うため、検査施設及び検査機器の点検整備を定期的に行っていること。また、外部制度管理調査への参加等により、検査技術の向上に努めていること。
- (3) その他本業務の遂行上、必要と認められる事項については、協議の上、定めるものとする。
- (4) 業務受注者は、この検査業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 11 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 こども未来部 保育課 保育所係

電 話 (082) 420-0934

F A X (082) 422-6669

## 検査対象施設及び人数一覧

番号	施設名	住所	対象 児童数	発注予定数量					
				尿検査(回)			採尿パック(個)		
				6月	10月	12月	6月	10月	12月
1	東広島市立寺西保育所	東広島市西条町寺家7735-3	112	112	117	229	41	46	87
2	東広島市立西条東保育所	東広島市西条西本町11-24	128	128	133	261	49	54	103
3	東広島市立板城保育所	東広島市西条町森近966-1	84	84	89	173	24	29	53
4	東広島市立郷田保育所	東広島市西条町郷曾11133-2	86	86	91	177	26	31	57
5	東広島市立吉川保育所	東広島市八本松町吉川351-1	29	29	34	63	12	17	29
6	東広島市立原保育所	東広島市八本松町原6782-1	68	68	73	141	19	24	43
7	東広島市立川上中部保育所	東広島市八本松飯田2丁目17-5	81	81	86	167	22	27	49
8	東広島市立高屋東保育所	東広島市高屋町白市632-1	69	69	74	143	22	27	49
9	東広島市立小谷保育所	東広島市高屋町小谷1694	65	65	70	135	23	28	51
10	東広島市立造賀保育所	東広島市高屋町造賀3686	38	38	43	81	13	18	31
11	東広島市立高屋中央保育所	東広島市高屋町中島407	111	111	116	227	37	42	79
12	東広島市立志和堀保育所	東広島市志和町志和堀839-6	18	18	23	41	4	9	13
13	東広島市立板城西保育所	東広島市黒瀬町小多田438-1	46	46	51	97	17	22	39
14	東広島市立上黒瀬保育所	東広島市黒瀬町南方1411	39	39	44	83	14	19	33
15	東広島市立乃美尾保育所	東広島市黒瀬町乃美尾2131	34	34	39	73	11	16	27
16	東広島市立中黒瀬保育所	東広島市黒瀬町丸山1453-4	109	109	114	223	40	45	85
17	東広島市立暁保育所	東広島市黒瀬町津江857	51	51	56	107	19	24	43
18	東広島市立木谷保育所	安芸津町木谷11218-1	17	17	22	39	7	12	19
19	東広島市立三津保育所	安芸津町三津5545-2	33	33	38	71	12	17	29
20	東広島市立風早保育所	安芸津町風早367-3	17	17	22	39	2	7	9
21	東広島市立認定こども園くぼ	東広島市福富町久芳3327	14	14	19	33	5	10	15
22	東広島市立認定こども園たけに	東広島市福富町下竹仁534-2	19	19	24	43	4	9	13
23	東広島市立認定こども園とよさか	東広島市豊栄町鍛冶屋577-1	36	36	41	77	10	15	25
24	東広島市立河内西保育所	東広島市河内町河戸802-2	17	17	22	39	7	12	19
小計			1,321	1,321	1,441	2,762	440	560	1,000

※ 対象児童数は、令和6年4月1日入所者数(予定)。(1号認定含む)

※ 年間発注予定数量は令和6年度入所者の年齢から試算